

作成日 2025/06/12
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	発泡ウレタンスプレー 1液 ノズルタイプ
会社名	株式会社MonotaRO
住所	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当部門	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M250616
推奨用途	結露防止、すき間充填、穴埋め充てん・断熱、断熱ボード、パイプ保温材の接着
使用上の制限	用途以外の使用不可

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分3 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢神経系) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器:熱すると破裂のおそれ
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H331 吸入すると有毒
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 呼吸器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害

注意書き 安全対策	H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ	
	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211) 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) 呼吸用保護具を着用すること。(P284)	
応急措置	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。(P342+P311) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)	
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405) 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)	
保管		
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)	

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	

エチレンオキサイド、プロピレンオキサイドコポリマー	15.0～25.0%	不明	不明	不明	9003-11-6
トリス(β-クロロプロピル)ホスフェート	2.0～4.0%	不明	(2)-1941,(2)-2951	既存	13674-84-5
ポリ(ジメチルシロキサン)(構造不定)	2.0～3.0%	不明	不明	不明	63148-62-9
ビス(2-モルホリノメチル)エーテル	0.5～1.0%	不明	(5)-6265	8-(7)-1076	6425-39-4
ポリメチレンポリフェニル＝ポリイソシアネート	35.0～45.0%	不明	(7)-872	既存	9016-87-9
ジメチルエーテル	10.0～20.0%	CH ₃ OCH ₃	(2)-360	既存	115-10-6
ブタン	5.0～10.0%	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8
プロパン	5.0～10.0%	CH ₃ CH ₂ CH ₃	(2)-3	既存	74-98-6

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

医師に連絡すること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

特別な治療が緊急に必要である。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

特別な処置が必要である。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤		情報なし
火災時の特有の危険有害性		燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
特有の消火方法		関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		呼吸用保護具を着用すること。 消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		呼吸用保護具を着用すること。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項		漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。
二次災害の防止策		付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
	安全取扱注意事項	使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 日光から遮断すること。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
エチレンオキサイド、プロピレンオキサイドコポリマー	未設定	未設定	未設定
トリス(β-クロロプロピル)ホスフェート	未設定	未設定	未設定
ポリ(ジメチルシロキサン)(構造不定)	未設定	未設定	未設定
ビス(2-モルホリノメチル)エーテル	未設定	未設定	未設定
ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート	未設定	未設定	未設定
ジメチルエーテル	未設定	未設定	未設定
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	設定あり
プロパン	未設定	未設定	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
エチレンオキサイド、プロピレンオキサイドコポリマー	未設定	未設定
トリス(β-クロロプロピル)ホスフェート	未設定	未設定
ポリ(ジメチルシロキサン)(構造不定)	未設定	未設定
ビス(2-モルホリノメチル)エーテル	未設定	未設定
ポリメチレンポリフェニル=ポリイソシアネート	未設定	未設定
ジメチルエーテル	未設定	未設定
ブタン	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具

呼吸用保護具

呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具

保護眼鏡、保護面を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		エアゾール
形状		固体又は粘稠性液体
色		白
臭い		弱い臭い
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		データなし
可燃性		可燃
爆発下限界及び爆発上限界 下限／可燃限界		データなし
	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		水に溶解
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		推奨される保管および取り扱い条件下で安定
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		火気・高温を避ける
混触危険物質		強い酸性、アルカリ性の物質
危険有害な分解生成物		データなし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が6636mg/kgのため区分に該当しないとしました。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとしました。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。
		(蒸気) データ不足のため分類できない。
		(粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が0.5376176mg/lのため区分3とした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとしました。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		眼区分2の成分合計が38%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性		区分1の成分が38%のため、区分1とした。
皮膚感作性		区分1の成分が38%のため、区分1とした。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。

発がん性
生殖毒性

区分2の成分が38%のため、区分2とした。
(生殖毒性)

区分2の成分が4%のため、区分2とした。
(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が38%のため、区分1(呼吸器)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が35%のため、区分3(麻酔作用)とした。

※区分2(中枢神経系)は4%含まれる。

区分1(中枢神経系)の成分が9%のため、区分2(中枢神経系)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が38%のため、区分1(呼吸器)とした。

※区分2(肝臓)は4%含まれる。

※区分2(甲状腺)は4%含まれる。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が4%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

水生環境有害性 長期(慢性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が4%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生態毒性

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1950

Proper Shipping

エアゾール

Class

2.1

Packing Group

—

Marine Pollutant

Not applicable

	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報 UN No. Proper Shipping Class Packing Group 陸上規制 海上規制情報 国連番号 品名 クラス 容器等級 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	ICAO/IATAの規定に従う。 1950 エアゾール 2.1 － 消防法の規定に従う。 船舶安全法の規定に従う。 1950 エアゾール 2.1 － 非該当 非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報 国連番号 品名 クラス 等級	航空法の規定に従う。 1950 エアゾール 2.1 － 126
15. 適用法令 労働安全衛生法		名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) ブタン(安衛則別表第2の番号:1720)(1%-10%)(営業秘密) 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)
労働安全衛生法(令和8年施行分)		名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) りん酸トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)(安衛則別表第2の番号:2262)(5%未満)(営業秘密) ジメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1011)(10%-20%)(営業秘密) ブタン(安衛則別表第2の番号:1720)(1%-10%)(営業秘密)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進
法 (PRTR法)

プロパン(安衛則別表第2の番号:1768)(1%-10%)
(営業秘密)

塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及び
その混合物に限る。)(安衛則別表第2の番号:315)
(1%-10%)(営業秘密)

非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表
第1)

アルファー(イソシアナトベンジル)ーオメガー(イソシ
アナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレ
ン](管理番号:585)(38%)

塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及び
その混合物に限る。)(管理番号:72)(5.0%)

**※但し、本製品に含有する塩化パラフィンはC10~13で
は無いので上記第1種指定化学物質に該当せず**

塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの
及びその混合物に限る。)(管理番号:597)(5.0%)

化審法

第1種特定化学物質(法第2条第2項・施行令第1条)

**※但し、本製品に含有する塩化パラフィンはC10~13で
は無いので上記第一種特定化学物質に該当せず**

消防法
大気汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

非危険物

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環
境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府
県への通達)

海洋汚染防止法

個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)

外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸
出令第2条別表第2の35の2の項)

輸出承認貨物・特定有害化学物質等(法第48条第3項、
輸出令第2条別表第2の35の3の項、平成29年7月24
日告示第172号)

船舶安全法
航空法

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)

高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12
条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速
道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制
法(バーゼル法)
化学兵器禁止法

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月
18日省令第12号)

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

16. その他の情報
参考文献

製造元メーカー提供資料

その他

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものです。

また、注意事項は通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。